



安全で安心な水の安定供給を！

広報山武水道

http://www.water-sansui-ki.jp

発行：山武郡市広域水道企業団
企画財政課企画班
〒283-0062
東金市家徳 361-8
TEL.0475-55-7851(代表)
FAX.0475-55-7856

◆主な記事	
・水道料金等の消費税率が変わります・・・	1面
・手洗い・うがいをしましょう・・・	1面
・予算の概要・・・	2面
・山武水道からのお知らせ・・・	3面
・お客様センター案内他・・・	4面

水道料金等の消費税率が変わります

消費税法の改正により、平成26年4月1日から消費税率が**8%**に引き上げられることに伴い、水道料金等を改定させていただきます。
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■水道料金

水道料金については、平成26年4月1日前から継続してご使用のお客様は、4月1日以降の初回請求分について旧税率（5%）が適用されます。
（一部経過措置適用対象外あり）

水道料金表・計算方法（4面に水道料金早見表があります。）

基本料金（2か月分）			
口 径	基本水量	料	金
13mm	16㎡まで	3,020円	(3,261.6円)
20mm	16㎡まで	4,860円	(5,248.8円)
25mm	なし	5,240円	(5,659.2円)
30mm	なし	7,980円	(8,618.4円)
40mm	なし	15,980円	(17,258.4円)
50mm	なし	28,500円	(30,780.0円)
75mm	なし	76,600円	(82,728.0円)
100mm	なし	160,100円	(172,908.0円)
150mm	なし	320,120円	(345,729.6円)
臨時栓	なし	口径問わず基本料金なし	

水道料金の計算例<税込み>

口径13mmで、2か月の使用水量が51㎡の場合

基本料金（0～16㎡まで）	16㎡＝	3,261.6円
従量料金（17～30㎡まで）	205.2円×14㎡＝	2,872.8円
従量料金（31～51㎡まで）	232.2円×21㎡＝	4,876.2円
合 計（円未満切捨て）		11,010.6円
水道料金	51㎡＝	11,010円

（ ）内は税込み（8%）の換算料金



従量料金	
使用水量	1㎡につき
1～30㎡	190円 (205.2円)
31～60㎡	215円 (232.2円)
61～200㎡	235円 (253.8円)
201㎡～	250円 (270.0円)
臨時栓	360円 (388.8円)

※2か月につき、基本料金と従量料金を合計した額が料金となります。（合計額の円未満切捨て）

ご不明な点は、下記へお問い合わせください

■水道料金について

業務課料金班 ☎0475(55)7853

■給水申込加入金について

業務課給水班 ☎0475(55)7853

■開発負担金について

施設課計画班 ☎0475(55)7855



■給水申込加入金

給水申込加入金は、新しく水道を引かれるお客様から納めていただくもので、金額は利用する給水装置（メータ）の口径に応じて下表のとおり改定させていただきます。

口 径	加入金額（税込み）	口 径	加入金額（税込み）
13mm	162,000円	50mm	3,996,000円
20mm	442,800円	75mm	10,832,400円
25mm	756,000円	100mm	22,129,200円
30mm	1,231,200円	150mm	61,128,000円
40mm	2,322,000円	200mm以上	企業長の定める額

■開発負担金

開発負担金は、新しく水道を引かれるお客様のなかでも、特に大量の水を使用される場合加入金とは別に納めていただくもので、その内容は1,000㎡以上の宅地を造成されるお客様には宅地開発に係る負担金、一日に最大5㎡以上の水を使用されるお客様には建築物に係る負担金をそれぞれ納めていただくもので、金額は下表のとおり改定させていただきます。

区 分	開発負担金の額（税込み）
宅 地 開 発	造成面積1,000㎡を超える面積に1㎡当り702円を乗じて得た額 例：造成面積1,500㎡の場合 (1,500㎡－1,000㎡)×702円
建 築 物	計画1日最大給水量5㎡を超える水量に1㎡当り140,400円を乗じて得た額 例：給水量10㎡の場合 (10㎡－5㎡)×140,400円

水道水で手洗い・うがいをしましょう！

水道水での手洗い・うがいは、風邪やインフルエンザの予防に効果があります。また、風邪をひくと粘膜が弱くなり、花粉症の悪化を引き起こすこともあります。

「手洗い」の効果を調べるため、手洗い前と手洗い後の細菌数の変化を調べてみました。

<実験結果>

手洗い前（図1）の様子です。普段、手はいろいろなものを触っていますから見た目はきれいに見えても意外とたくさんの細菌がついています。この後、石鹸で手を洗った後が（図2）のとおりです。若干の洗い残しはあるもののかなりの数の菌が減少しています。

このように、手洗いを正しく行うことで感染症の予防につながります。

<正しい手の洗い方>

手洗いは、石けんを使用して最低15秒以上行いましょう。石鹸の成分（界面活性剤）により細菌が洗い流され細菌数が減少します。さらにアルコール製剤を使用するとより確実に細菌数が減少します。

手の表面にはこまかなシワや指紋・掌紋があり、細菌の隠れ場所になっていますから、しっかり洗い落としましょう。



実験は手を培地に押付けて、付いている細菌を24時間培養した結果です。



図1（手洗い前）



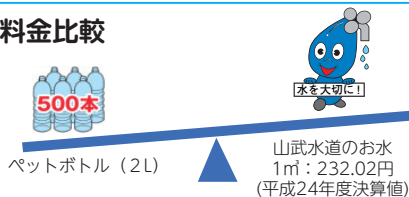
図2（手洗い後）

手洗いのタイミング<例>

- ・食事の前
- ・調理の前
- ・トイレやおむつ交換の後
- ・外出後（帰宅時等）
- ・咳やくしゃみの後

水1㎡当りのペットボトルとの料金比較

1㎡とは2L入り
ペットボトル
500本分
に相当します。



水道料金のお支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

水道料金のお支払い方法を納入通知書から口座振替に変更すると、納入通知書の作成にかかる費用などが節約できます。

便利でECO（エコ）な口座振替を是非ご利用ください。

平成 26 年度予算の概要

平成26年 2 月18日に開催された、山武郡市広域水道企業団議会 2 月定例会において、平成26年度の予算が承認されました。

水道事業会計の予算は、水を送り届けるための予算「収益的収支」と施設をつくるための予算「資本的収支」から成り立っており、山武水道では、収益的支出の大部分を受水費、減価償却費等の固定的経費が占めることから財政状況は厳しいものがございます。

平成26年度予算は、地域水道ビジョンの基本理念である「安全で安心な水の安定供給」の達成を目指すとともに経費全般に渡る縮減を目途に編成を行いました。

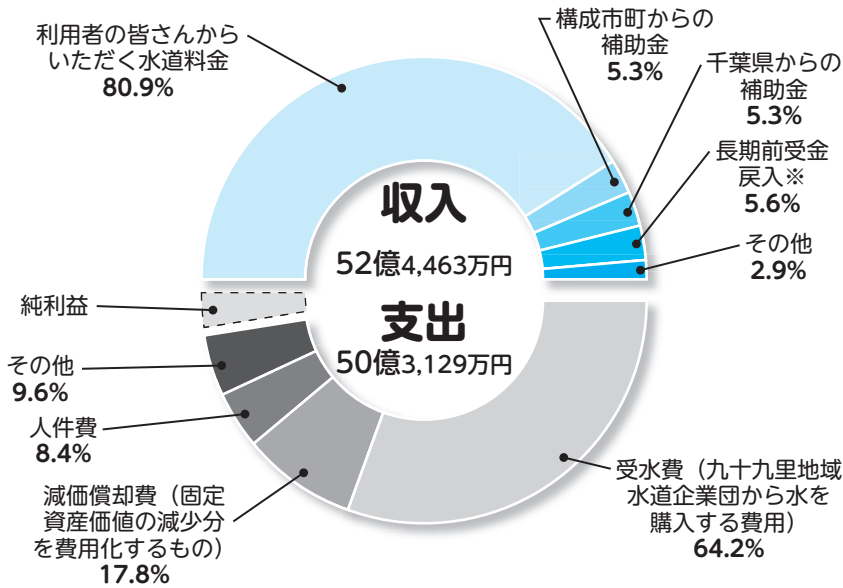
水を送り届けるための予算 ・ 収益的収支 ・

収益的収支は、受水費、人件費等のように現金支出を伴う費用のほか固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上しています。この現金支出を伴わない費用については、内部に留保されます。

(単位：万円、税込み)

項 目	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 (消費税率引き上げ分含む)
収益的収入	524,463	488,960	35,503
水道料金	424,335	418,056	6,279
市町補助金	27,807	28,332	△ 525
県補助金	27,807	28,332	△ 525
長期前受金戻入※	29,186	0	29,186
その他	15,328	14,240	1,088
収益的支出	503,129	487,204	15,925
受水費	323,226	314,338	8,888
減価償却費	89,351	84,572	4,779
人件費	42,182	39,406	2,776
その他	48,370	48,888	△ 518
収支差引(純利益)	21,334	1,756	19,578

※長期前受金戻入は、会計基準の改正により平成 2 6 年度予算から計上するもので、減価償却費の自己資金以外で賄った分を収益化するもの。(非現金収入)



施設をつくるための予算 ・ 資本的収支 ・

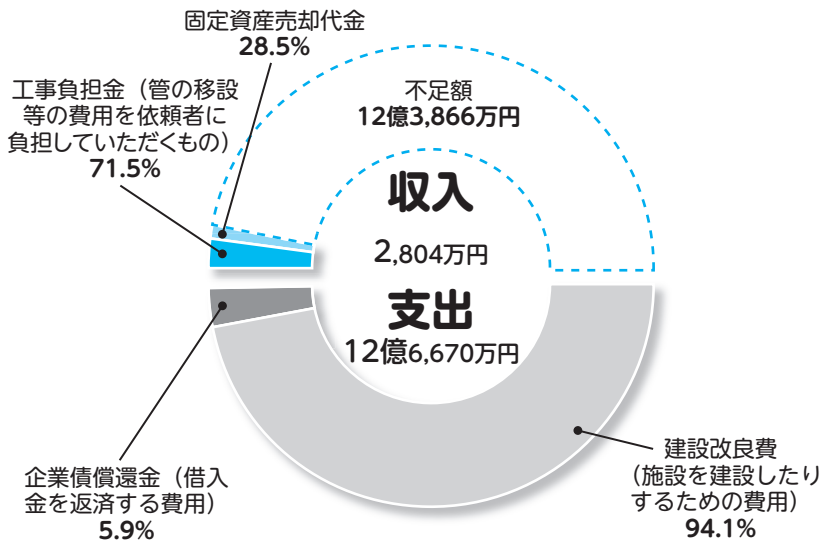
資本的収支は、施設の建設に要する支出が収入を上回りますが、不足額については内部に留保されている資金等で補てんします。

(単位：万円、税込み)

項 目	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 (消費税率引き上げ分含む)
資本的収入	2,804	3,384	△ 580
工事負担金	2,004	3,384	△ 1,380
固定資産売却代金	800	0	800
資本的支出	126,670	124,369	2,301
建設改良費	119,180	119,435	△ 255
企業債償還金	7,490	4,934	2,556
収支差引(不足額)	123,866	120,985	2,881

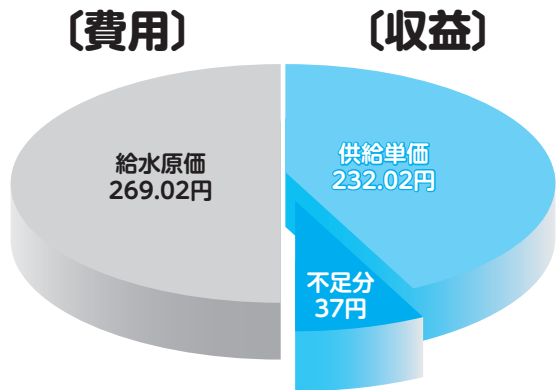
●平成 26 年度の主要な建設改良事業

- ・配水管布設事業 未整備地域等に新たに配水管を布設する工事 (1,868m)
- ・配水管改良事業 老朽管を耐震性の強い管に布設替える工事 (3,548m)
- ・配水管移設事業 他の事業に伴い配水管を移設する工事 (736m)
- ・電気設備更新事業 老朽化した配水場の電気設備を更新する工事
- ・ポンプ設備更新事業 老朽化した配水場のポンプ設備を更新する工事



山武水道の料金について

水 1 m³の費用と収益 (平成 24 年度決算値)



- ・給水原価とは 有収水量 1 m³当りの費用
- ・供給単価とは 有収水量 1 m³当りの収益
- ・有収水量とは 料金徴収の対象となった水量

水道料金は、法により「適正な原価に照らして、公正妥当なものであること」とされています。ここでいう原価とは「給水原価」(有収水量 1 m³当りの費用)をいいます。

山武水道の「給水原価」は、給水区域内に取水可能な水源(表流水、地下水等)がないため利根川を水源とした九十九里地域水道企業団から浄水を購入(受水)し、各家庭へ水道水を供給していることから地下水を水源とする事業体に比べ割高となっています。

【受水費：費用の約 64%】

加えて、総面積約 300km²(千葉県総面積約 5,156km²)といった広大な給水区域の全域に水道水を供給するため、創設時に大規模な配水施設の建設を行ったことで、これら資産の減価償却費に莫大な費用が必要となります。

【配水場 4 箇所及び配水管総延長約 1,399km の減価償却費：費用の約 18%】

これら固定的経費は、費用全体の 8 割を超え、「給水原価」を押し上げる最大の要因となっています。また、グラフのとおり、「供給単価」が「給水原価」を下回り、原価回収ができていない状況にあります。

地方公営企業の経営は、経費の支払いに料金収入をもって充てる独立採算が原則です。山武水道は、水道事業という高い公共性を考慮し、不足分 37 円の大半を、千葉県及び構成市町からの補助金で賄うことで、現在の水道料金を維持しています。

今後も、職員一丸となり、経費縮減に努めてまいりますので、ご利用の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

山武水道からのお知らせ

災害に備えましょう



◇非常用飲料水は各自で備蓄する習慣を！

山武水道では、ライフラインである水道が断水しないように施設等の維持管理に努めておりますが、災害で配水管の破損等が起こった場合、完全復旧には時間がかかると考えられます。このような災害に備えてご家庭でも非常用飲料水を備蓄する習慣をつけましょう。

◇非常用飲料水の備蓄方法は？

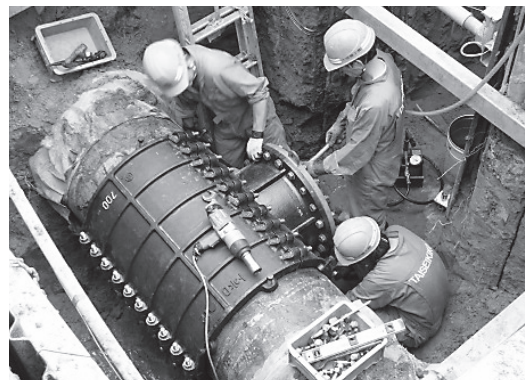
人間が一人一日に必要な飲料水は3リットルとされており、ご家庭でできる飲料水の備蓄方法として「くみ置き水」があります。清潔でフタの出来る容器を用意し、口元いっぱいまで水道水をいれ、しっかりフタをしめます。直射日光を避け、風通しの良い場所に保管して下さい。

水道水には消毒のための塩素が含まれており、保管条件によりますが1日～2日程度でなくなってしまうので入れ替えるようお願いいたします。また、古くなった水道水は洗濯や掃除等に利用して下さい。

◇お風呂の残り湯の再利用を

お風呂の残り湯は、災害時において、洗濯やトイレの排水に使用できますのでため置きをしましょう。また、事故が起こらないようにフタをしておきましょう。

日頃から、避難場所や持ち出し品の準備等、防災対策についてご家庭で話し合いましょう。



水道メータの交換にご協力をお願いします！

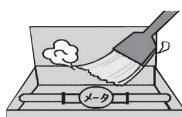
交換時期 平成 26 年 7 月から平成 27 年 2 月まで

水道メータの有効期限は、計量法により8年と定められており、水道事業者の責任において対象となるメータを順次新しいメータに交換します。

交換の対象となるお宅には、山武水道指定給水装置工事事業者が事前にメータ交換のお知らせを配布しますので、ご協力をお願いします。

交換作業は山武水道指定給水装置工事事業者が行い、山武水道が発行した委託証明書を携帯しています。ご心配やご不明な点がございましたら業務課検査班へご連絡ください。

なお、メータ交換の際に料金をいただくことはありません。取り替えに伴う費用は、山武水道が負担します。



※メータ付近に犬をつないだり、障害物を置かないようにお願いします。

■問い合わせ先 業務課検査班 ☎ 0475(55)7853

二セ職員・悪質な水道修理業者にご注意ください！

想定されるケース

- 水道職員を装って浄水器の販売・あっせんをする行為。
- 水道職員を装って、個人情報聞き出す行為。
- ご家庭を訪ね、水道管や下水道管が破損しているなどと修繕代金を請求する行為。

山武水道では、お客さまからのご依頼、または事前のご了承がない限り水質検査・修繕・水道管の洗浄は一切行っておりません。不審に思われたときは、職員証明書の提示をお求めになるか山武水道へお問い合わせください。

また、契約してしまったときはクーリングオフ制度等により、契約を解除できる場合があります。詳しくは千葉県消費者センターにお問い合わせください。

■問い合わせ先

維持課維持班
千葉県消費者センター

☎ 0475(55)7854

☎ 047(434)0999



ご家庭の漏水を確認するには？



ご家庭の蛇口をすべて閉めた状態で、写真で示すメータ内のパイロット（銀色の円盤で赤い羽根が3枚ついたもの）が回っていると、漏水をしています。

ご家庭の漏水は、老朽化した給水管の接合部分等で多く発生します。水道の使い方は変わらないのに、前回の検針に比べて急に使用水量が増えたときは漏水の疑いがあります。

■ご家庭（第一止水栓より家側）で漏水していたら！

ご家庭の漏水、調査、修繕につきましては、最寄りの山武水道の「指定給水装置工事事業者（ホームページに掲載）」又は、「山武管工事業協同組合」までご連絡ください。

※漏水箇所を特定する調査費及び修理費は、お客様負担となります。

注）上記の手順がわからない場合、漏水の有無についての調査を「維持課維持班」にて実施します。

なお、賃貸契約者の方は、まず貸主様へご確認をお願いいたします。

■問い合わせ先 山武管工事業協同組合
維持課維持班

☎ 0475(55)5220

☎ 0475(55)7854



蛇口を閉めた状態でパイロットが回っていたら漏水しているよ



さんすいちゃん

6月1日から7日は水道週間です。

～健康のために水道を飲みましょう。～

水道週間は、水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るための週間です。

事業者の皆さまへ

山武水道が発注する建設工事及び委託業務等で入札に参加する場合は、建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録が必要です。

平成 24・25・26 年度建設工事等入札参加資格審査の追加受付を5月1日から行います。詳細は、山武水道ホームページ「事業者の方へ」をご覧ください。

■問い合わせ先：企画財政課企画班 ☎ 0475(55)7852

料金・開閉栓・名義変更・使用水量などに関するお問い合わせは

山武水道お客様センター

をご利用ください

(ヨ イ ミ ズ)

☎0475-50-4132

東金市東上宿12番地13 (サンピア立体駐車場裏)

平日 8時30分～17時30分

土曜日 8時30分～12時

(日曜・祝日及び年末年始休業期間12月29日～1月3日を除く)

■業務内容

メータ検針、料金徴収、水道使用開始・中止の精算及び使用者変更等の届出
※水道使用開始・中止の届出は希望日の3営業日前までにご連絡ください。
引っ越し等で新たに水の使用を始めるとき（開栓）や水の使用をやめるとき（閉栓）長期にわたって水道を使用しないときなどは、3営業日前までに必ずお客様センターまでご連絡ください。
閉栓の連絡をされないと引き続き水道料金（基本料金）が請求されますのでご注意ください。

※玄関付近に貼ってある水栓番号（右記写真）または納入通知書、使用水量等のお知らせに記載されているお客様番号を確認のうえ、ご連絡ください。



■水道料金振替口座の変更

現在と違う口座から振替する場合は、再度、取扱金融機関窓口で口座振替の申込みをしてください。
また、同一口座で名義人のみ変更する場合（結婚して姓が変わった・親の口座をそのまま引き継いだ等）は、金融機関での手続きが完了しましたら「お客様センター」までご連絡ください。

取 扱 金 融 機 関	
千葉銀行	銚子商工信用組合
千葉興業銀行	千葉信用金庫
京葉銀行	銚子信用金庫
三井住友銀行	中央労働金庫
三井住友信託銀行	山武郡市農業協同組合
ゆうちょ銀行	千葉県信用漁業協同組合連合会

■水道料金口座振替の申込

お申し込みは、お客様番号を確認できるもの（使用水量等のお知らせ、領収書等）と通帳印をお持ちになって、取扱金融機関の窓口で手続きをしてください。

※「使用水量等のお知らせ」・領収書等

お客様



→

銀行



山武水道
取扱
金融機関

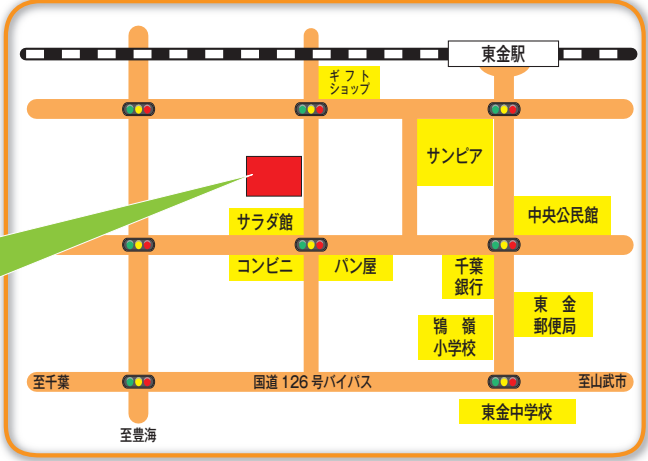
■インターネットからの水道の使用開始・中止のお申し込み

インターネット受付専用入力フォーム
<https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=10>

携帯電話（モバイル）サイト
<https://www.jenets.jp/mobile/indexcgi?area=10>



■お客様センター案内図





※-(キリトリ線)-

ご家庭で、料金計算にお役立てください。

水 道 料 金 早 見 表 (2 か月につき) ※ 消費税込み (8%)

□径	13mm	20mm	□径	13mm	20mm	□径	13mm	20mm	□径	13mm	20mm
水量			水量			水量			水量		
0～16	3,261	5,248	31	6,366	8,353	46	9,849	11,836	61	13,354	15,341
17	3,466	5,454	32	6,598	8,586	47	10,081	12,069	62	13,608	15,595
18	3,672	5,659	33	6,831	8,818	48	10,314	12,301	63	13,861	15,849
19	3,877	5,864	34	7,063	9,050	49	10,546	12,533	64	14,115	16,102
20	4,082	6,069	35	7,295	9,282	50	10,778	12,765	65	14,369	16,356
21	4,287	6,274	36	7,527	9,514	51	11,010	12,997	66	14,623	16,610
22	4,492	6,480	37	7,759	9,747	52	11,242	13,230	67	14,877	16,864
23	4,698	6,685	38	7,992	9,979	53	11,475	13,462	68	15,130	17,118
24	4,903	6,890	39	8,224	10,211	54	11,707	13,694	69	15,384	17,371
25	5,108	7,095	40	8,456	10,443	55	11,939	13,926	70	15,638	17,625
26	5,313	7,300	41	8,688	10,675	56	12,171	14,158	71	15,892	17,879
27	5,518	7,506	42	8,920	10,908	57	12,403	14,391	72	16,146	18,133
28	5,724	7,711	43	9,153	11,140	58	12,636	14,623	73	16,399	18,387
29	5,929	7,916	44	9,385	11,372	59	12,868	14,855	74	16,653	18,640
30	6,134	8,121	45	9,617	11,604	60	13,100	15,087	75	16,907	18,894

お問い合わせ一覧

●山武水道問い合わせ窓口		●関係機関窓口	
総 務 課	0475-55-7851(庶務・経理関係)	お客様センター	0475-50-4132
企 画 財 政 課	55-7852(広報・予算関係)	(水道料金関係)	
業 務 課	55-7853(水道料金関係)	山武管工事業協同組合	0475-55-5220
施 設 課	55-7855(配水管工事関係)	(宅地内漏水関係)	
維 持 課	55-7854(公道漏水・水質の相談)	千葉県消費者センター	047-434-0999
東 金 配 水 場	52-4504(水質の検査関係)	(クーリングオフ等)	

電話番号のおかけ間違いのないようにお願いします。



さんすいちゃん

山武郡市広域水道企業団

※-(キリトリ線)-